

月	予 約 制 の 相 談 会			予約不要の相談会
4月	会計ソフト・複式簿記相談会 12 月中旬まで ※11 月以降は新たに会計ソフト・複式簿記を始められる方の対応はできません			
5月				
6月				
7月				源泉相談会 6 月下旬～7/10 まで
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月	この期間は入力・記帳内容の詳細な確認はできません	決算書作成相談会 12 月中旬から 1 月下旬まで	予約受付開始 12 月中旬	年末調整相談会 12 月中旬～1/10 まで
2月			確定申告期相談会 1 月下旬～	
3月				

◎会計ソフト・複式簿記相談会

入力・記帳された内容の詳細な確認ができる相談会です。

新たに会計ソフト・複式簿記を始められる方は2～3ヶ月に一度、入力・記帳に慣れている方も年に数回お越しください。

以下の事由が発生しましたら、お早めにお越しください。

○10万円以上の事業用資産を購入した。

注：減価償却の事前登録が必要です。確定申告期相談会では対応できません。

○貸付物件の購入・大規模修繕を行った。

注：減価償却の事前登録が必要です。確定申告期相談会では対応できません。

○複式簿記をされている方で合計残高試算表の貸借が一致しない、または科目残高がマイナスになっているなど。

注：確定申告期相談会では詳細な確認、修正には対応できません。ご自宅で修正のうえ再来所いただくか10万円控除で申告していただきます。

◎決算書作成相談会

上記「会計ソフト・複式簿記相談会」で確認を受けた内容を基に、決算書を作成する相談会です。

入力・記帳された内容の詳細な確認には対応できません。

◎確定申告期相談会

決算書・申告書を作成し、確定申告を行う相談会です。ご利用には特別会費がかかります。1回の相談で終わるように、

上記の「会計ソフト・複式簿記相談会」、「決算書作成相談会」をご利用ください。

◎源泉相談会・年末調整相談会

従業員・専従者の給与に関する相談会です。予約不要で行います。9:00～11:00、13:00～15:30の間にお越しください。